

# 今村総合病院における公的研究費不正防止計画

2017年12月1日制定

2025年1月1日改訂

## 1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・公的研究費の運営・管理に係る者の責任・権限が明確化されていない。</li><li>・公的研究費の運営・管理の責任者が、責任の範囲と権限について十分認識をしていない。</li></ul>	研究費の管理体制を明確にするため、「今村総合病院における公的研究費の不正防止に関する責任体系図」を作成し、院内外に周知する。

## 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>① 研究者、事務職員等に公的研究費の使用ルールが十分に周知されていない。</li><li>② 公的研究費は、研究者が獲得したものであるが管理は病院がする必要がある、という意識が薄い。</li><li>③ コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。</li><li>④ 公正な研究活動を推進するための体制が不十分である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 公的研究費の取り扱いについて、「公益財団法人慈愛会今村総合病院における公的研究費取扱要領」、「公的研究費使用マニュアル」を作成し、関係者に周知・配布する。</li><li>② 「公益財団法人慈愛会今村総合病院における公的研究費に関する行動規範」を策定し、関係職員へ周知する。</li><li>③ 1年に1回、コンプライアンスに関する職員研修会を開催し、関係職員には理解度アンケートを実施する。また、不正を行わない旨の誓約書を提出させ、誓約書の提出が無い場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。</li><li>④ 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、今村総合病院倫理委員会と連携し、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。</li></ul>

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	具体的防止計画
<p>① 不正を発生させる要因が把握されていない。</p> <p>② 不正防止計画が十分に機能していない。</p>	<p>① 不正を発生させる要因に対する具体的な不正防止計画を策定し、院内外に周知する。</p> <p>② 不正防止計画推進部署を設置し、具体的な対策を策定・実施する。</p>

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
<p>① 予算の執行が年度末に集中する。</p> <p>② 研究者と特定の業者が緊密な関係を持ち、不正な取引の原因となる。</p> <p>③ 虚偽の内容（日程、金額等）で出張申請・報告が行われる。</p>	<p>① 研究計画に基づいた執行を行なっているかどうか定期的に事務部門で確認し、必要に応じて改善を促すことで年間を通じた適正な執行を呼び掛ける。</p> <p>② 研究者の直接発注を禁じ、発注・納品は事務部用度係を通じて行っている。一定の取引実績のある業者には不正に関与しないことを盛り込んだ誓約書の提出を求める。</p> <p>③ 出張に関する証拠書類は原則、原本での提出とし、出張報告書の記載は6行以上詳細に記載することを必須とする。</p>

### 5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	具体的防止計画
<p>① 不正告発の窓口が院内外に周知されていない。</p>	<p>① 相談窓口を設置し、病院ホームページで院内外へ周知する。</p>

### 6. モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
<p>① 実行性のある監査体制が整備されていない。</p>	<p>① 「公益財団法人慈愛会 今村総合病院における公的研究費内部監査規定」に基づき、担当部署における定期的な内部監査を行なうとともに、最高管理責任者は監査報告の内容を踏まえ、必要に応じて不正防止計画へ反映する。</p>